別表第五十（第八条第二項関係）〔平成32年3月までの間に法附則第5条第6項第1号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

資格喪失予定年月		法附則第5条第6項第1号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月	
			平成30年	
			4月	10月
			円	円
平成30年	5月	昭和28年5月2日から昭和28年6月1日までに生まれた者	400	—
	6月	昭和28年6月2日から昭和28年7月1日までに生まれた者	800	—
	7月	昭和28年7月2日から昭和28年8月1日までに生まれた者	1,190	—
	8月	昭和28年8月2日から昭和28年9月1日までに生まれた者	1,590	—
	9月	昭和28年9月2日から昭和28年10月1日までに生まれた者	1,980	—
	10月	昭和28年10月2日から昭和28年11月1日までに生まれた者	2,370	—
	11月	昭和28年11月2日から昭和28年12月1日までに生まれた者	2,760	400
	12月	昭和28年12月2日から昭和29年1月1日までに生まれた者	3,150	800
平成31年	1月	昭和29年1月2日から昭和29年2月1日までに生まれた者	3,540	1,190
	2月	昭和29年2月2日から昭和29年3月1日までに生まれた者	3,930	1,590
	3月	昭和29年3月2日から昭和29年4月1日までに生まれた者	4,310	1,980
	4月	昭和29年4月2日から昭和29年5月1日までに生まれた者	4,700	2,370
	5月	昭和29年5月2日から昭和29年6月1日までに生まれた者	5,080	—
	6月	昭和29年6月2日から昭和29年7月1日までに生まれた者	5,460	—
	7月	昭和29年7月2日から昭和29年8月1日までに生まれた者	5,850	—
	8月	昭和29年8月2日から昭和29年9月1日までに生まれた者	6,230	—
	9月	昭和29年9月2日から昭和29年10月1日までに生まれた者	6,600	—
	10月	昭和29年10月2日から昭和29年11月1日までに生まれた者	6,980	—
	11月	昭和29年11月2日から昭和29年12月1日までに生まれた者	7,360	—
	12月	昭和29年12月2日から昭和30年1月1日までに生まれた者	7,730	—
平成32年	1月	昭和30年1月2日から昭和30年2月1日までに生まれた者	8,100	—
	2月	昭和30年2月2日から昭和30年3月1日までに生まれた者	8,480	—
	3月	昭和30年3月2日から昭和30年4月1日までに生まれた者	8,850	—